附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の表第四条の二第二項の項の改正規定（「前項各号（第二号を除く。）」を「前項第一号から第一号の三まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税及び地方揮発油税については、同法附則第二十六条及び第八十二条に規定する場合を除き、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百一号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二から第七十四条の十三の四までの規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の八」に改める。

第五条第二号中「第三条の二第十三項（配当等」の下に「又は譲渡収益」を加える。

第三十条の六中「法第七十四条の十三の二（」を「金融機関等（法第七十四条の十三の二（」に、「は、」を「をいう。以下この条において同じ。）は、」に、「（同条」を「（法第七十四条の十三の二」に、「その」を「当該金融機関等が保有する」に、「の同条」を「の番号（法第七十四条の七の二第三項第四号ハ（特定事業者等への報告の求め）」に、「番号」を「番号をいう。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。）」に改める。

第七章の二中第三十条の六の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第三十条の七　口座管理機関（法第七十四条の十三の三（口座管理機関の加入者情報の管理）に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第七十四条の十三の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第七十四条の十三の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条第一項において同じ。）の番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理等）

第三十条の八　振替機関（法第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（同項に規定する加入者情報をいう。以下この項において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第七十四条の十三の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関の加入者（同項に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の番号を記録しなければならない。

2　法第七十四条の十三の四第二項の規定により番号等（同項に規定する番号等をいう。以下この項において同じ。）の提供を求められた振替機関は、調書を提出すべき者（同条第二項に規定する調書を提出すべき者をいう。以下この項において同じ。）から提供を受けた電磁的記録で当該振替機関又はその下位機関の加入者（同条第二項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の氏名及び住所又は居所が記録されたものに当該振替機関が保有する当該加入者の番号等を記録して、当該調書を提出すべき者に対し、これを電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五条第二号の改正規定　平成三十一年四月一日

二　第三十条の六の改正規定（「の同条」を「の番号（法第七十四条の七の二第三項第四号ハ（特定事業者等への報告の求め）」に、「番号」を「番号をいう。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。）」に改める部分に限る。）及び次項の規定　平成三十二年一月一日

（経過措置）

2　平成三十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における改正後の国税通則法施行令第三十条の六の規定の適用については、同条中「をいう。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ」とあるのは、「をいう」とする。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「退職所得」を「退職所得等」に、「関連者等に係る利子等の」を「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る純支払利子等の」を「対象純支払利子等に係る」に、「―第五十五条」を「・第五十五条」に改める。

第一条の二第三項の表法第六十一条の四第二項の項中「第六十一条の四第二項」の下に「及び第六十六条の十三第一項第一号」を加え、同項の前に次のように加える。

法第四十二条の四第二項	もの及び
	もの、同法第四条の七に規定する受託法人及び